

令和8年熊本地震により被災した学生の皆さまへ (大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
令和8年度後期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して授業料免除について判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係（tel：083-933-5611・mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】 別紙のとおり

【提出書類】

- ①罹災証明書
- ②公課証明書
- ③その他の必要書類（以下HPにてご確認ください。）

山口大学HP>在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>入学料・授業料>令和8年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】 災害救助法適用地域の世帯の学生（大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生）
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

【申請期間】 令和8年7月30日（木）～8月25日（火） 9：00～17：00
※土日及びオープンキャンパス期間中、一斉休業期間中は受付を行いません

【申請場所】 （吉田地区）学生支援課経済支援係
（小串地区）医学部学務課教育・学生支援係
（常盤地区）常盤キャンパス学部事務部学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細はHPにてご確認ください。

山口大学HP>在学生の方>生活支援>学生生活の手引き>各種手続き（入学料、授業料、奨学金、証明書等）>奨学金>日本学生支援機構奨学金等>災害等に関する支援等

山口大学学生支援課経済支援係

T E L：083-933-5611（授業料免除に関すること）

T E L：083-933-5165（奨学金に関すること）

e-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp

令和 8 年熊本地震による災害救助法第 1 条第 1 項第 4 号による災害救助法適用地域

熊本県	法適用日：令和 8 年 7 月 28 日
熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、 下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、 上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町	